

アクションプランの施策項目



GAP 手法の導入で安全・安心をアピール

環境と安全に配慮した農業の推進

生産から出荷に至るまでの農業生産の各段階において、環境負荷を低減し、安全な農産物を生産するため、生産・出荷組織や法人等の大規模農家を主な対象に「愛知県農産物環境安全推進マニュアル^{*}」を始めとしたGAP手法^{*}の導入を進めるとともに、たい肥などによる土づくりを行い化学肥料や農薬の使用を低減するエコファーマー^{*}を育成し、市町村、農業団体、消費者団体、流通関係団体などと連携を図りながら、環境と安全に配慮した農業を推進します。

アクション

1

- 「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」等のGAP手法を県内の生産・出荷組織や法人等の大規模農家へ導入推進します。
- 施肥基準^{*}・有機質資材施用基準^{*}に基づく資材の適正施用を推進します。
- 環境保全型農業^{*}技術を開発します。
- 農業用使用済プラスチックの適正処理を図ります。
- 環境保全型農業の重要な担い手となるエコファーマーを認定・支援します。
- 生産者に対し、放射性物質の暫定許容値を超過していない肥料等を適切に使用するよう指導します。



部会全員がエコファーマー

- 畜産農家への立入検査を計画的に実施し、「飼養衛生管理基準」遵守の徹底を図ります。
- 養鶏農家に対し、サルモネラ汚染防止対策技術（鶏卵のサルモネラ総合対策指針[※]）の普及を図ります。
- 農場段階で発生する 24 か月齢以上の死亡牛について、BSEの検査を実施します。
- 養鶏農家などにおいて定期的な鳥インフルエンザの検査を実施します。

アクション

2

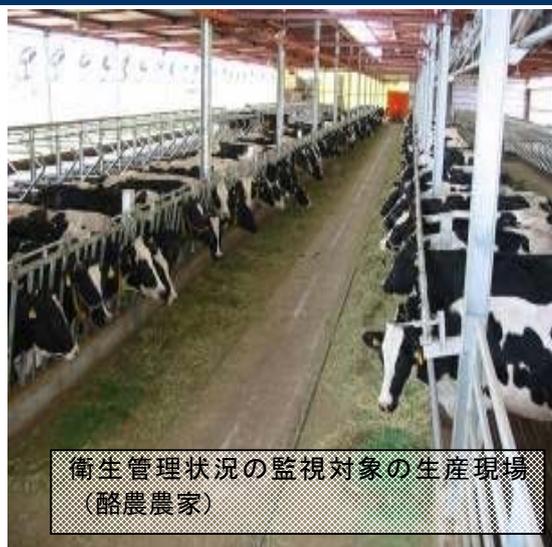


死亡牛のBSE検査

安全な鶏卵等の生産と家畜疾病の監視

畜産農家への立入検査を計画的に実施し、「飼養衛生管理基準[※]」遵守の徹底を図り、生産現場での衛生管理状況を監視するとともに、家畜伝染病の発生を予防し、安全な畜産物の生産を推進します。

また、農家で飼育されている家畜や家きんについて、BSE及び鳥インフルエンザの検査を実施し、家畜疾病の監視や情報提供を行います。



衛生管理状況の監視対象の生産現場（酪農農家）



安全なきのこの生産

きのこ生産者に対する技術指導や生産に関する情報提供を行うことにより、消費者に安全なきのこが提供できるよう食の安全確保に努めます。

- 新規参入者を含む生産者を対象として、安全で質の高いきのこを生産するための栽培・品質管理に関する技術を指導します。
- 消費者がきのこを購入する際の参考として表示が義務付けられている「栽培方法」を適切に表示するよう指導します。
- きのこ生産者団体の開催する技術研修会等の支援をします。
- 県産きのこ展示PR会等において、きのこの安全・安心に関するパンフレットを配布します。
- 生産者に対し、放射性物質の指標値を超過していない生産用資材を適切に使用するよう指導します。

アクション

3



- 伊勢湾・三河湾において、貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を定期的に調査します。
- 貝毒発生の可能性のある時期には、貝毒検査を行います。
- プランクトン調査や貝毒検査の結果については、県ホームページで迅速に公開します。
- 漁業者団体に対して、必要に応じて貝毒の自主検査を行うよう指導します。
- 国が定める規制値を超える貝毒が検出された場合には、これらの貝類が出荷されないよう、漁業者や流通業者に対して出荷自主規制を指導するとともに、県民の皆様迅速に情報提供し、潮干狩りなどの自粛を要請します。

アクション

4



採貝漁業の操業風景

安全な貝類の出荷

二枚貝類の貝毒^{*}の発生状況を監視し、安全な貝類が出荷されるよう生産者を指導します。また、検査結果の公開により県産の貝類を安心して食べていただけるよう努めます。



三河湾産のあさり



農薬安全使用に関する講習会

農薬の適正な販売・ 使用による安全な 農産物の生産

農薬取締法[※]に基づき、農薬販売者及び農薬使用者に対して立入検査を行い、農薬取締法の周知徹底を図るなど、農薬の適正販売・使用の指導を行い、安全・安心な農産物の供給と環境保全の確保に努めます。

農薬の適正使用には、一定数の農薬の登録は不可欠であるため、登録農薬[※]の少ない地域特産作物についての農薬登録拡大試験[※]を実施します。

- 農薬の適正販売・使用を徹底するため、農薬危害防止運動を実施します。
- 農薬安全使用対策講習会や農薬危害防止のための講習会を開催し、迅速な農薬情報の提供に努めます。
- 農薬販売者及び農薬使用者に農薬の適正販売・使用の指導を行います。
- 農薬取締職員による立入検査を強化します。
- 農薬管理指導士[※]を養成します。
- 地域特産作物の農薬登録拡大試験などを進めます。

アクション

5



農薬販売者に対する立入検査

- 飼料製造業者、動物用医薬品販売業者、飼育動物診療施設、畜産農家を対象に、県が立入調査を行い、適正な飼料製造、表示、給与や動物用医薬品の販売、使用などについて確認します。
- 畜産農家に対して、飼料安全法や薬事法に沿った適正な動物用医薬品・飼料等の使用・保管を指導します。
- 魚類の養殖現場を巡回し、水産用医薬品の適正な使用を指導します。
- 養殖魚の水産用医薬品の残留確認を行います。
- 生産者や飼料販売業者等に対し、放射性物質の暫定許容値を超過していない原料や資材を適切に使用するよう指導します。

アクション

6



法に基づく適正な飼料管理状況

飼料、動物用医薬品 及び水産用医薬品 の適正使用

飼料添加物などを含む飼料の製造、表示、給与や動物用医薬品及び水産用医薬品の使用の規制は法に定められた事項であり、法を遵守した飼料の製造、表示、流通、給与及び動物用医薬品などの販売、使用についての指導を行い、安全な農水産物の生産を確保します。



うなぎの生産現場



残留農薬の分析

安全な農産物の生産 を目指した技術研究

農業総合試験場において、病虫害抵抗性品種や耕種的防除法[※]により、農薬の使用量を削減できる技術を開発します。また、食品や農作物中の残留農薬を迅速・正確に分析する技術などを開発します。

- 害虫や病気に強く、栽培安定性に優れた、高品質・良食味な水稲、トマトなどの品種を開発します。
- 難防除害虫等の生態解明を行い、IPM[※]の概念に基づいた化学農薬に依存しない防除技術の開発に取り組みます。
- 効率的な防除を実施するため、病虫害の診断や感染の有無を短時間で簡易に検出する技術を開発します。
- アミノ酸や酵素等を用いた無投薬飼育による安全で安定した鶏肉の生産技術を開発します。
- 迅速で精度の高い農産物・環境中残留農薬検査技術を開発します。

アクション

7

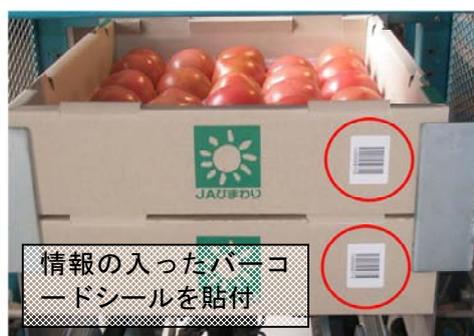


いもち病抵抗性品種(右)



粘着板による害虫捕殺

- 米については、JAS法[※]に基づく食品表示遵守状況調査や食品表示110番[※]通報に伴う調査指導に併せて、法の適用を受ける事業者に対しパンフレットや資材を用いて啓発します。
- 畜産物については、牛・豚・家きんでのトレーサビリティシステムを普及推進するため、生産者団体による効果的な導入・運用の取組を支援します。
- 農産物については、JAグループ愛知が開発導入している生産履歴管理システムを活用しており、その効果的な運用のため栽培管理記帳[※]の普及啓発活動を支援していきます。



農畜産物の トレーサビリティシステム の推進

農畜産物が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたか消費者が把握できる仕組み＝トレーサビリティシステム[※]を生産者及び生産者団体が円滑に導入できるよう支援していきます。

米については、米トレーサビリティ法[※]により、米の取引等の記録・保存が義務づけられたのみならず、事業者及び一般消費者への産地情報の伝達が義務づけられました。

これらの義務違反には罰則も伴うため、県内の事業者がこのことを正しく認識し、法の正しい運用に努めていただくために、本県としては法の啓発に努めていきます。

牛肉については、システムの導入・運用が法律で規定されているため、適正に運用されるよう啓発していきます。

その他の農畜産物については法律による義務はありませんが、食の安心の確保のためシステムの導入・運用や、普及啓発活動などを支援していきます。





愛知県 HACCP 認定マーク

愛知県版HACCP認定制度を始めとする食品営業者の自主管理の推進

食品の取扱いの不備による食中毒や異物混入などの事故を未然に防止するため、食品の安全性を確保する上で、最も効果的かつ効率的な手法である HACCP※（危害分析重要管理点）の導入を推進するなど、食品営業者の自主管理体制を確立することにより、食の安全確保に努めます。

アクション

9

- HACCP の考え方に基づく自主管理が確立できた食品営業施設に対し認定を行う、「愛知県 HACCP 導入施設認定制度※」を導入し、関係業界全体の食品衛生水準の向上を図っていきます。
- 中小規模の食品営業施設において、食品の安全性を確保するために必要な措置（いわゆるリスク管理）が適切に講じられるよう、リスク管理を推進する「食のリスク管理サポート事業※」を実施します。
- 保健所及び食品衛生検査所において、食品営業者などを対象とした食品衛生教育講習会を実施します。
- 社団法人愛知県食品衛生協会に委託し、食品衛生責任者※養成講習会及び再講習会を実施します。



ふきとり検査等、自主的な衛生検査の実施済証

- 「知の拠点重点研究プロジェクト※」において、食品中の固形異物（虫、髪の毛等）、有害化学物質、微生物（食中毒原因菌）を高精度で迅速かつ安価に検出できる計測装置及び計測技術の開発に取り組みます。
- 技術講習会を開催し、食品関連の最新の情報提供を行います。
- 技術相談・指導や依頼試験を通じて、食品関連企業の技術力向上を図ります。

アクション

10



食品関連企業からの技術相談



技術講習会の開催

食の安全に関する 検査・製造技術の研究開発及び指導

「知の拠点」の中核をなすあいち産業科学技術総合センターで実施する「重点研究プロジェクト」において、食品検査技術に関する産学行政の共同研究開発に取り組みます。

また、同センターにおける技術講習会の開催、技術相談・指導や依頼試験を通じて、食品製造業者の技術の高度化、新分野への進出等を支援します。

